

(写)

富最賃審第6号
令和4年8月5日

富山労働局長
吉岡 勝利 殿

富山地方最低賃金審議会
会長 長尾 治明

富山県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月4日付け富労発基0704第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月1日発効の富山県最低賃金（時間額849円）は令和2年度の富山県の生活保護を下回っていなかったことを申し添える。

別紙 1

富山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

富山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間908円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

別紙 2

富山県最低賃金と生活保護費との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 富山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 849円
- (3) 発効日 令和2年10月1日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和2年度
- (3) 生活保護費（令和2年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の富山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,426円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると富山県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$849\text{円（富山県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.817 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 120,553\text{円}$$

※ 令和4年7月12日開催の中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会配布資料で示された比率。